

平成25年9月27日

第10回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第10回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成25年9月27日(金) 午後3時

場 所 倉吉市役所 第3会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 教育長報告

5 議 事

議案第27号 倉吉市教育委員会委員長の選挙について

議案第28号 倉吉市教育委員会委員長職務代行者の選任について

議案第29号 市立中学校教職員の処分について

議案第30号 市立小学校教職員の処分について

議案第31号 市立小学校教職員の処分について

6 協議事項

(1) 学校給食費の改定案について

(2) 土曜日授業の実施について

(3) 「倉吉市教育の日」の制定について

7 報告事項

各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第27号

倉吉市教育委員会委員長の選挙について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の規定により、委員長の選挙を行う。

平成25年9月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

議案第28号

倉吉市教育委員会委員長職務代行者の選任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第4項の規定により、委員長職務代行者の選任を求める。

平成25年9月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

議案第 29 号

市立中学校教職員の処分について

市立中学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

平成 25 年 9 月 27 日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

議案第30号

市立小学校教職員の処分について

市立小学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

平成25年9月27日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

議案第 31 号

市立小学校教職員の処分について

市立小学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

平成 25 年 9 月 27 日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

平成25年10月

学校給食費の改定について（案）

倉吉市立学校給食センター

本市の学校給食費（以下「給食費」という。）は、平成14年度改定以降、11年間現行の給食費を維持してきた。

しかし、この間食材等の価格の上昇や食の安全を確保するための国産品の調達等により、食材等の購入費が増加している。献立の工夫など可能な限り努力してきたが、現行の給食費では、栄養基準を満たし、安心安全な給食の提供が困難な状況となっている。

1. 給食費改定の状況

本市の給食費の改定は、平成元年度以降では、平成2年度、平成4年度、平成6年度、平成9年度、平成11年度、平成12年度（減額改定）、平成14年度の7回行われている。

平成19年から平成22年にかけて原油、穀物価格の等の高騰により、県内3市中部4町の給食費は、平成20年度に改定が行われている。

【学校給食費の推移】

単位：円

| 区分 | | H元 | H2 | H4 | H6 | H9 | H11 | H12 | H14 |
|------|-----|-----------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 小学校 | 単価 | 201 | 204 | 229 | 234 | 246 | 256 | 252 | 259 |
| | 増減額 | | 3 | 25 | 5 | 12 | 10 | △4 | 7 |
| | 増減率 | | 1.5% | 12.3% | 2.2% | 5.1% | 4.1% | △1.6% | 2.8% |
| 中学校 | 単価 | 246 | 251 | 276 | 281 | 293 | 302 | 301 | 308 |
| | 増減額 | | 5 | 25 | 5 | 12 | 9 | △1 | 7 |
| | 増減率 | | 2.0% | 10.0% | 1.8% | 4.3% | 3.1% | △0.3% | 2.3% |
| 牛乳補助 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 備考 | | 消費税 3% | | | | 消費税5% | | | |

2. 給食費の比較（県内3市、中部地区）

給食費は、主食の提供方式、副食の献立内容によって経費は変わってくるものであり、単純な比較はできないが、県内3市及び中部4町の給食費は次のとおりである。

平成25年度の1食単価では、小学校では、鳥取市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町が11円から17円高くなっている。中学校では、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町が12円から17円高くなっている。

境港市（自校方式：各小学校で給食を作る方式。）は、ほぼ同じ金額である。

米子市は、本市より高いが、1食単価の中に消費税（小学校：12.67円、中学校：14.91円）

含まれており、消費税相当額を除いた給食費は、本市より低くなる。

【県内3市、中部地区4町の給食費の状況】

単位：円

| 区分 | 改定年度 | 小学校 | | 中学校 | | 備考 | |
|------|------|------|-------|--------|-------|-----------|--|
| | | 1食単価 | 本市との差 | 1食単価 | 本市との差 | | |
| 倉吉市 | H14 | 259 | | 308 | | | |
| 鳥取市 | H20 | 276 | 17 | 313.5 | 5.5 | | |
| 米子市 | H20 | 266 | 7 | 313 | 5 | 消費税含む | |
| 境港市 | H20 | 260 | 1 | 給食提供なし | | 自校方式による給食 | |
| 湯梨浜町 | 羽合 | H20 | 274 | 15 | 320 | 12 | |
| | 東郷 | H20 | 274 | 15 | 325 | 17 | |
| 三朝町 | H20 | 272 | 13 | 320 | 12 | | |
| 北栄町 | H22 | 270 | 11 | 320 | 12 | | |
| 琴浦町 | H20 | 276 | 17 | 322 | 14 | | |

※琴浦町は小・中学校とも町補助 11 円含む。

※鳥取市は、学校給食センターによって1食単価が相違する。

※鳥取市、米子市の中学校牛乳は、小学校と同じ 200cc を提供。

3. 給食費の内訳

1食あたりの給食費の内訳は、主食費（米飯、パン）、牛乳及び副食費（おかず、デザート等）から構成されている。

給食の提供量は、児童生徒の成長に合わせて提供している。

主食費、牛乳、副食費の推移は次の表のとおりであるが、穀物価格等の高騰により平成20年度から主食費、牛乳の値上がりが見られ、このため、副食費の減につながっている。

なお、平成21年度から平成23年度まで米飯補助が、平成22年度から平成24年度まで米粉補助があり、主食費の金額が抑制された。

【給食の提供量】

| 区分 | | 米飯 | コッペパン | 小型パン | 牛乳 | 副食 (あえ物) | 副食 (汁物) |
|-----|-----|-----|-------|------|-------|-------------|------------|
| 小学校 | 低学年 | 60g | 50g | 40g | 200cc | 44g | 160g |
| | 中学年 | 70g | 60g | 50g | | 55g | 200g |
| | 高学年 | 70g | 70g | 60g | | 60g | 220g |
| 中学校 | | 80g | 80g | 70g | 250cc | 66g | 240g |

※給食の提供量は、小学校中学年を1とし、小学校低学年 0.8、高学年 1.1、中学校 1.2 で提供している。

【1食あたりの給食費内訳の推移(金額)】

単位:円

| 区分 | 項目 | H14 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 上昇値 (H25-H14) |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 小学校 | 主食費 | 47.37 | 47.99 | 54.45 | 52.03 | 50.75 | 49.97 | 57.27 | 57.43 | 10.06 |
| | 牛乳 | 37.97 | 39.45 | 41.24 | 43.72 | 45.5 | 45.47 | 46.03 | 46.53 | 8.56 |
| | 副食費 | 173.66 | 171.56 | 163.31 | 163.25 | 162.75 | 163.56 | 155.7 | 155.04 | △ 18.62 |
| | 1食単価 | 259 | 259 | 259 | 259 | 259 | 259 | 259 | 259 | 0 |
| 中学校 | 主食費 | 51.18 | 51.71 | 54.45 | 52.03 | 50.75 | 49.97 | 57.27 | 57.43 | 6.25 |
| | 牛乳 | 47.47 | 49.32 | 51.556 | 54.71 | 56.96 | 56.83 | 57.54 | 58.16 | 10.69 |
| | 副食費 | 209.35 | 206.97 | 201.99 | 201.26 | 200.29 | 201.2 | 193.19 | 192.41 | △ 16.94 |
| | 1食単価 | 308 | 308 | 308 | 308 | 308 | 308 | 308 | 308 | 0 |

【1食あたりの給食費内訳の推移(割合)】

単位:%

| 区分 | 項目 | H14 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 上昇割合 (H25-H14) |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 小学校 | 主食費 | 18.29% | 18.53% | 21.02% | 20.09% | 19.59% | 19.29% | 22.11% | 22.17% | 3.88% |
| | 牛乳 | 14.66% | 15.23% | 15.92% | 16.88% | 17.57% | 17.56% | 17.77% | 17.97% | 3.31% |
| | 副食費 | 67.05% | 66.24% | 63.05% | 63.03% | 62.84% | 63.15% | 60.12% | 59.86% | △ 7.19% |
| 中学校 | 主食費 | 16.62% | 16.79% | 17.68% | 16.89% | 16.48% | 16.22% | 18.59% | 18.65% | 2.03% |
| | 牛乳 | 15.41% | 16.01% | 16.74% | 17.76% | 18.49% | 18.45% | 18.68% | 18.88% | 3.47% |
| | 副食費 | 67.97% | 67.20% | 65.58% | 65.34% | 65.03% | 65.32% | 62.72% | 62.47% | △ 5.50% |

4. 食材等の購入状況

学校給食は、学校給食実施基準の栄養内容、摂取量を考慮しながら児童生徒が楽しく給食を食べられるよう、また、食育の教材として活用できる給食の献立をたてている。

食材等の購入に当たっては、毎月、給食委員会献立研究部会において給食の献立を決めている。その献立に基づき、食材の品目、購入数量を決定し、入札等により食材等の購入価格を決定している。

(1) 主食

米飯(おかわりくん:倉吉産コシヒカリ 50%・ひとめぼれ 50%)は週4回、パンは週1回実施している。これらの納入は、公益財団法人鳥取県学校給食会と契約し、市内のパン業者から納入している。

また、平成19年度から米粉を使った米粉パンを提供している。

米飯費は、各年度増減はあるものの、米価の低迷と米飯給食の推進を図る補助金(平成21年度~平成23年度)により平成23年度売渡し価格は、平成14年度に比べて下がっていた(小学校:△5.85円、中学校:△7.20円)が、平成24年度に米価格が高騰(対

前年比小学校：7.30円、中学校：9.01円）し、今年度価格上昇分を含め平成25年度の米飯売渡価格は、平成14年度と比べて小学校で2.09円、中学校で2.56円上昇した。

パン食費は、平成16年度から増加傾向にあり、特に平成20年度に価格の高騰（対平成14年度比 小学校：3.21円、中学校：4.61円）があり、今年度価格は下がっているものの、平成14年度より小学校で5.78円、中学校で6.83円上昇している。

(2) 牛乳

牛乳は、小学校200cc、中学校250cc提供している。

価格については、学校給食用牛乳供給対策要綱に基づき県が決定している。

価格の推移については、上昇傾向にあり、特に平成20年度から平成22年度までの価格の高騰により平成14年度より小学校で8.56円、中学校で10.69円上昇している。

(3) 副食

本市では給食用食材の地産地消を推進しており、指定44品目での県内産原材料の地産地消率は67%（うち倉吉産は42%）となっている。特に野菜・果物については、JA鳥取中央倉吉市学校給食供給部会と連携し、倉吉産の青果物を調達している。

食材価格は、5年間大きな変化は見られないが、大豆白絞油が平成24年4月から26%値上がりし、国産大豆と牛肉については、平成25年4月より価格が上昇している（国産大豆20%、牛肉31%の上昇）。

5. 給食費改定の考慮事項

- (1) 児童生徒に必要な栄養量等が「学校給食実施基準」に示された摂取基準を満たすこと
- (2) 食材購入に当たっては、引き続き地産地消を推進すること
- (3) 今後見込まれる物価水準要因を反映させること

6. 給食費改定の試算

試算は、今後の価格上昇を見込んだ額に、消費税5%、8%、10%での給食費を算出した。

なお、公益財団法人鳥取県学校給食会から主食及び牛乳に係る来年度の価格見込みの情報提供があった場合は、今後、その価格を反映させるものとする。

(1) 主食

① 材料費

25年度産米の生産者概算金は、前年度より14.3%（コシヒカリ）下落している。小麦粉については、輸入小麦粉の政府売渡価格は上昇しているが、パンの材料の強力粉については大きな引き上げは見られない（農林水産省の試算では0.18%の増）。

精米価格は10%の減、米粉・強力粉は前年度と同水準で試算する。

② 加工費、流通経費、管理費等

円安、原油高によりガソリン等のエネルギー価格は上昇傾向であり、前年度並みの上昇を見込む（米飯、米粉パンは1.5%増、コッペパンは2%増）

【主食単価】

小学校

単位:円

| 区分 | | 米飯 | コッペパン | 米粉パン | 主食単価 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 現行 (25年度 単価) | 税込み | 54.43 | 41.43 | 63.85 | 52.68 | | |
| | 税抜き | 51.84 | 39.46 | 60.81 | 50.17 | | |
| 試算 (税抜き) | 税抜き | 51.59 | 40.25 | 61.42 | 50.13 | | |
| | 増減額 | -0.25 | 0.79 | 0.61 | -0.04 | | |
| | 増減率 | -0.5% | 2.0% | 1.0% | -0.08% | | |
| 試算 1 | 税 5% | | | | 52.64 | -0.04 | -0.08% |
| 試算 2 | 税 8% | | | | 54.14 | 1.46 | 2.77% |
| 試算 3 | 税 10% | | | | 55.14 | 2.46 | 4.67% |

中学校

単位:円

| 区分 | | 米飯 | コッペパン | 米粉パン | 主食単価 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 現行 (25年度 単価) | 税込み | 59.40 | 44.22 | 72.12 | 57.43 | | |
| | 税抜き | 56.57 | 42.11 | 68.69 | 54.70 | | |
| 試算 (税抜き) | 税抜き | 56.19 | 42.95 | 69.38 | 54.55 | | |
| | 増減額 | -0.38 | 0.84 | 0.69 | -0.15 | | |
| | 増減率 | -0.7% | 2.0% | 1.0% | -0.27% | | |
| 試算 1 | 税 5% | | | | 57.28 | -0.15 | -0.26% |
| 試算 2 | 税 8% | | | | 58.91 | 1.48 | 2.58% |
| 試算 3 | 税 10% | | | | 60.01 | 2.58 | 4.49% |

※主食単価は、米飯週4回、パン週1回で試算

※コッペパンは、34回/年、米粉パンは8回/年で試算

(2) 牛乳

牛乳については、輸入飼料価格の高騰、円安による包装材料価格の上昇、エネルギー価格の上昇傾向が見られ、前年度比3%の増を見込み、試算する。

【牛乳単価】

単位:円

| 区分 | | 小学校 | | | 中学校 | | |
|--------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|
| | | 価格 | 増減額 | 増減率 | 価格 | 増減額 | 増減率 |
| 現行 (25年度 単価) | 税込み | 46.53 | | | 58.16 | | |
| | 税抜き | 44.31 | | | 55.39 | | |
| 試算 (税抜き) | 税抜き | 45.64 | | | 57.05 | | |
| | 増減額 | 1.33 | | | 1.66 | | |
| | 増減率 | 3.0% | | | 3.0% | | |
| 試算 1 | 税 5% | 47.92 | 1.39 | 2.99% | 59.9 | 1.74 | 2.99% |
| 試算 2 | 税 8% | 49.29 | 2.76 | 5.93% | 61.62 | 3.46 | 5.95% |
| 試算 3 | 税 10% | 50.20 | 3.67 | 7.89% | 62.76 | 4.60 | 7.91% |

(3) 副食

副食（おかず・デザート）は、今後も倉吉産、県内産の食材を利用しながら魅力あるおいしい給食となるよう、また、学校給食摂取基準をもとに児童生徒の健康の増進、食育推進を図るために望ましい栄養量を踏まえつつ、多様な食品を適切に組み合わせた給食を提供していく。

これらのことを踏まえ、過去3年間の副食費を参考に、小学校で174円（税込み）、中学校で202円（税込み）に価格上昇分を見込んだ額で試算した。

【副食単価】

単位:円

| 区分 | | 小学校 | | | 中学校 | | |
|--------------------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | | 価格 | 増減額 | 増減率 | 価格 | 増減額 | 増減率 |
| 現行 (25年度 単価) | 税込み | 155.04 | | | 192.41 | | |
| | 税抜き | 147.66 | | | 183.25 | | |
| 試算 (税抜き) | 税抜き | 166.66 | | | 193.33 | | |
| | 増減額 | 19.00 | | | 10.08 | | |
| | 増減率 | 7.0% | | | 0.0% | | |
| 試算 1 | 税 5% | 175.00 | 19.96 | 42.90% | 203.00 | 10.59 | 18.21% |
| 試算 2 | 税 8% | 179.99 | 24.95 | 53.62% | 208.80 | 16.39 | 28.18% |
| 試算 3 | 税 10% | 183.33 | 28.29 | 60.80% | 212.66 | 20.25 | 34.82% |

※副食費の現行単価は、1食単価から主食費、牛乳代を引いた額

(4) 給食費の単価

主食費、牛乳及び副食費を合計した給食費の1食単価の試算額は、次のとおりとなる。

【給食費の単価】

小学校

単位:円

| 区分 | | 主食費 | 牛乳 | 副食費 | 給食費 | 増減額 |
|------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|
| 現行 | | | | | 259 | |
| 試算 1 | 税 5% | 52.65 | 47.92 | 174.90 | 275 | 16 |
| 試算 2 | 税 8% | 54.15 | 49.29 | 180.05 | 283 | 24 |
| 試算 3 | 税 10% | 55.15 | 50.20 | 183.14 | 288 | 29 |

中学校

| 区分 | | 主食費 | 牛乳 | 副食費 | 給食費 | 増減額 |
|------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|
| 現行 | | | | | 308 | |
| 試算 1 | 税 5% | 57.29 | 59.90 | 203.40 | 321 | 13 |
| 試算 2 | 税 8% | 58.92 | 61.62 | 209.07 | 330 | 22 |
| 試算 3 | 税 10% | 60.02 | 62.76 | 212.84 | 336 | 28 |

※合計に小数点以下の端数が生じた場合は、副食費で端数調整を行っている。

7. 平成26年度給食費の決定手続き等

来年度の給食費の額の決定は、小学校・中学校 PTA の方、校長会、学校給食委員会委員の方の意見を聴きながら、学校給食委員会で給食費（案）を決定する。

学校給食費改定スケジュール（案）

- 1 給食費の検討（8月）
 - (1) 学校給食費の推移
 - (2) 食材単価の推移（H22～H24）
 - (3) 給食費改定単価の方針策定
- 2 教育委員会事務局協議（9月）
- 3 教育委員会協議（9月）
- 4 小・中学校PTA会長会説明（10月～12月）
- 5 小・中学校校長会説明（10月～12月）
- 6 教育委員会議題（1月）
- 7 例規審査会（2月）
- 8 議員説明（議員懇談会 or 教育福祉常任委員会）（2月 or 3月）
- 9 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則改正（3月）
- 10 保護者通知（4月）

倉吉市立小中学校「土曜授業の実施」について（研究中）

倉吉市教育委員会

1 導入の背景

- (1) 倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」
子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取り組みを推進する。
- (2) 倉吉市教育振興基本計画の地域教育分野 「地域の次世代育成」
地域づくりのために、〇〇地区「教育を考える会」を核として、家庭・地域・学校の役割の明確化・連携推進に取り組み、地域の後継者を育成するためのさまざまな仕掛けづくりに取り組み。
〇地域づくり ・若いリーダー育成、 ・地域行事への企画・参画
- (3) 倉吉市小・中学校適正配置の説明会 「学校統合後の地域活性化」
学校の統合により「地域が廃れる」という不安の解消のための手だてが必要。地域が主体となって地域づくりを行う。地域の中で生きる後継者の育成のための具体的なプログラムを作成し、実践的な活動を推進する。
- (4) 国や県の動向 地域と一体となった教育行政・学校運営の推進（CS）、土曜日授業の導入

2 基本的な方向

(1) 土曜日における教育活動の考え方

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てる。子供たちに豊かな教育環境を提供し、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。

(2) 土曜授業 学校教育法施行規則（抄）第六十一条

- 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日
- 倉吉市小中学校管理規則第3条の改正 休業日は、次のとおりとする。(2) 日曜日及び土曜日
- 毎月1回 土曜日の午前中 実施日は倉吉市で統一する。
 - 小学生ふるさと学習 小学校の教育課程に基づき、地域の指導者の協力を得ながら、ふるさと学習を展開する。地域の次世代育成事業と連携して実施する。
 - ・ 学習内容、方法、場所の検討、指導者の確保 学校支援ボランティア、PTA との関連
 - 中学生ふるさと学習 中学校の教育課程に基づき、「くらし風土記」等郷土の学習をするとともに、自分の志（進路意識）をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につける。
 - ・ 1・2年 くらし風土記、学力補充、特別活動（立志のための活動）、3年 学力補充・調査

3 実施に至るまでになすべきこと

- | | | |
|----|------------------------------------|-------|
| 1 | 小・中校長会で協議 | 7月8日 |
| 2 | 社会教育協議会・公民館長会等と協議 | |
| 3 | 教育委員会で協議 | 7月23日 |
| 4 | 学校教育審議会で審議 | 7月25日 |
| 5 | 県教育委員会と協議 小中PTA協議（アンケート調査） | 8月 |
| 6 | 先進地視察（岡山市・倉敷市他） | 9月 |
| 7 | 実施計画の策定 | 10月 |
| 8 | 県教育委員会と協議 | 11月 |
| 9 | 小・中校長会、公民館長会、青少年育成協議会、スポーツ文化団体等へ説明 | 11月 |
| 10 | 関係法規の改正 | 11月 |
| 11 | 予算要求 | 12月 |
| 12 | 各校の計画策定 | |

4 具体的計画

導入の背景となる倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」のねらいを理解し、各地域の実態を踏まえた小学生ふるさと学習の展開を図る。

○教育課程への適切な位置づけを図る。

- ・週5日に入っている教育課程から可能なものを土曜日に移行する。
- ・学年間の系統性、先行経験等の踏まえ、児童の実態に合わせたものとする。

○保護者、地域住民、関係団体の関連を図るとともに、理解を得て、支援や協力を得る。

(2) 各学校の年間指導計画の作成 (学年、或いは低・中・高学年)

| 教育目標 | | ふるさと〇〇地域の歴史・文化財・自然等について体験を通して学ぶとともに、地域の様々な人々との地域交流・世代間交流で地域愛を育み、地域の担い手としての自覚を深める。 | | | | |
|------|----|---|-------------------------------|------------|--------|----|
| 月日 | 時間 | 項目 | 内容 | 場所 | 指導者 | 備考 |
| 4 | | 郷土めぐり | ふるさとを歩いて知ろう。 | 地域 | 地域指導者 | |
| 5 | | 歴史 | 長谷寺の絵馬を調べよう。 | 長谷寺 | 住職 | |
| 6 | | 芋の苗植え | サツマイモの苗を植えよう。 | 学校農園 | 地域指導者 | |
| 7 | | 川の探検 | 川原の動植物を調べよう。 | 川原 | 地域指導者 | |
| 8 | | (夏期学習) | (夏休みの課題を片づけよう。) | | | |
| 9 | | 郷土料理 | 炊き込みご飯を作ろう。 | 学校 | 食生活改善委 | |
| 10 | | 芋堀り 学習発表会 | サツマイモの収穫をしよう。 音楽・劇等を発表しよう。 | 学校農園 学校 | 地域指導者 | |
| 11 | | 地域の産業 | 地域の産業を調べよう。 | 企業 | 家教支援企業 | |
| 12 | | 郷土の行事 | 門松・注連飾りづくり | 学校 | 地域指導者 | |
| 1 | | お正月遊び | 百人一首、カルタ | 学校 | 青少協 | |
| 2 | | 郷土の偉人伝 | 中井太一郎について知ろう。 | 学校 | 博物館職員 | |
| 3 | | まとめ | 「一年間を振り返って」作文 | 学校 | | |

(3) 月指導計画の作成

| 11月 | 1時間目 | 2時間目 | 3時間目 | 準備・備考 |
|-----|------------|-------------|-----------|--------|
| 1年 | お店屋さんごっこ準備 | お店屋さんごっこ | お店屋さんのまとめ | |
| 3年 | お店について調べる。 | 近くのお店を見聞する。 | お店についてまとめ | 店と打合せ |
| 5年 | 地域の企業を知る。 | 企業の見学をする。 | 企業についてまとめ | 企業と打合せ |

(4) 時間の指導計画の作成

5 教職員の勤務について

県費負担教職員 長期休業中の平日に週休日とし、土曜日に勤務時間を割り振る。

一日割振りとするか、半日とするかは、校長会・県教委と今後協議していく。

市費負担職員 県費負担教職員と同様とするが、長期休業に勤務割振りのない者は別途協議する。

「倉吉市教育の日」の制定について（案）

1 目的

教育及び文化に関し、国民の関心と理解を深め、その充実振興に資するため、国においては「教育・文化週間」を設け、各種教育・文化に関する行事を、11月を中心に集中的に実施することとされておりますが、倉吉市においてもその取り組みの充実、発展を図るため、「倉吉市教育の日」を制定しようとするものです。

2 制定案（教育委員会規則）

倉吉市教育の日規則（案）

（趣旨）

第1条 倉吉市民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、学校・家庭・地域社会が連携し、ふるさとを愛する心豊かでたくましい子ども達を育成するとともに、生涯にわたって自ら学ぶ人づくりを進め、教育の充実と発展を図るため、倉吉市教育の日を設ける。

（倉吉市教育の日）

第2条 倉吉市教育の日は、11月1日とする。

（倉吉市教育月間）

第3条 倉吉市教育の日の趣旨にふさわしい取り組みを実施する期間として、毎年10月及び11月を倉吉市教育月間とする。

（倉吉市の責務）

第4条 倉吉市は、前条の取り組みを推進するために、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 国

※教育・文化週間（昭和34年9月4日閣議了解）

- ① 期日 11月1日から7日まで（1週間）
- ② 実施内容

文部科学省や教育委員会が中心となり、教育・文化に関する行事を集中的に実施。

- ・文化功労者の顕彰や、教育・文化に関する功績への顕彰
- ・文化庁芸術祭や国民文化祭をはじめとした芸術文化に関する行事
- ・美術館、博物館、研究所、学校等における特別展、施設の無料公開、各種公開講座、保護者の授業参観等、各地方公共団体や各機関の実情に即した各種行事

4 他縣市町村「教育の日」制定状況

- ・全国では、32都道府県と135市町村において「教育の日」が制定されている。（平成23年12月現在）
- ・鳥取県は未制定。県内市町村では南部町のみが「南部町教育の日条例」を平成20年3月に制定している。

5 制定内容

（1）制定の形式 条例・教育委員会規則・告示（規程）・要綱 等

（2）期日

- ① 教育の日：11月1日（2日・3日・21日等）、11月第1（第2・第3）土曜日…など
- ② 教育週間（月間）：11月1日～7日、11月1日前後1週間、11月第2週、11月1か月間、10月～11月…など

倉吉市 教育月間の具体的取組について

I 趣旨

倉吉市民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、学校・家庭・地域社会が連携し、ふるさとを愛する心豊かでたくましい子ども達を育成するとともに、生涯にわたって自ら学ぶ人づくりを進め、教育の充実と発展を図るため、倉吉市教育の日を設ける。

文部科学省の設定している教育・文化週間と呼応し、倉吉市の教育および文化に関し、関係者はもとより、ひろく市民の関心理解を深めるとともに市民全般の協力を得、もってその充実振興を図るため、教育月間を設け、この月間中に各種の教育・文化に関する行事を実施し、目的達成に資するものとする。

2 期日

11月1日を教育の日として、10月から11月を月間とする。

3 具体的取組

倉吉市教育の日の趣旨にふさわしい取り組みを実施する。

- ・各学校における文化的行事、例えば文化祭、学習発表会等の開催。市民の参加。
- ・各学校における学校参観日の開催。
- ・各学校の地域学校委員会主催による「〇〇地区教育を考える会」の開催。
- ・各地区公民館における文化祭、古典作品臨書等作品掲示等の開催
- ・教育関係団体主催行事
- ・図書館・博物館のイベント

4 関係者との調整

- (1) 教育委員会 10月の定例教育委員会で協議する。
- (2) 校長会 10月の校長会で「教育の日について」意見を求める。
- (3) 公民館長会 11月の館長会で説明する。

「とっとり教育の日」記念大会

～鳥取県の子どもは県民の手で育てよう～

期 日 平成25年11月1日(金)
時 間 午前10時～11時30分
会 場 とりぎん文化会館 小ホール

進行 鳥取県退職校長会会長 西村英昌

- 1 開会のことば 鳥取県公民館連合会副会長 荒木俊近
- 2 国歌斉唱
- 3 主催者あいさつ 推進委員会会長 八村輝夫
- 4 来賓あいさつ(予定)
 - ・鳥取県知事 平井伸治
 - ・鳥取県教育委員会教育長 横濱純一
- 5 ミニ講演(予定)
 - ・鳥取県知事 平井伸治
- 6 実践発表
 - ・鳥取賀露おやじ連代表 藤田充
 - ・鳥取県子ども会育成連絡協議会代表 (予定)
 - ・鳥取県公民館連合会代表 (予定)
- 7 大会宣言 鳥取県子ども会育成連絡協議会事務局長 西山美幸
- 8 閉会のことば 鳥取県老人クラブ連合会会長 今岡祐一

主 催 「とっとり教育の日」推進委員会

大会宣言

今日わが国では、国際化、情報化、科学技術等の進展、少子・高齢化の進行など、社会が急激に変化する中で、人々の価値観が多様化し、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、国においては平成18年に教育基本法が60年ぶりに改正され、国民あげて教育改革への取り組みが進められています。

このような中、未来を託す子どもたちが、鳥取県に生まれ育ったことを誇りに思い、明るく、生き生きと過ごし、将来に向かって夢や目標の実現に向けて、自己を高め、成長していくことが、私たちの願いであります。

そのためには、すべての県民が「教育立県とっとり」の創造をめざし、教育についての理解と関心を高め、家庭・学校・地域社会及び行政等がそれぞれの役割を担うことが大切です。

ここに、「鳥取県の子どもは県民の手で育てていく」という思いをもって、子供たちの未来を「考え」「語り合い」「行動する」契機となる日として、11月1日を「とっとり教育の日」とし、推進していくことを宣言します。

平成25年11月1日

とっとり教育の日推進委員会

主催 とっとり教育の日推進委員会

協賛 鳥取県退職校長会 鳥取県退職女性校長会 青少年育成鳥取県民会議 鳥取県子ども会育成連絡協議会 鳥取県公民館連合会 鳥取県老人クラブ連合会 鳥取県国公立幼稚園会長会 鳥取県私立幼稚園協会 米子北斗中・高等学校 鳥取県高等学校PTA連合会 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部 日本教育会鳥取県支部、鳥取県退職公務員連盟、鳥取県連合青年団、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県保護司会連合会、鳥取県人権擁護委員連合会、鳥取県民生児童委員会、鳥取県交通安全母の会、賀露おやじの会
その他個人協賛者 2447名、上記以外の団体 111団体

後援 鳥取県 鳥取県教育委員会、鳥取県市町村教育委員会研究協議会、鳥取県市町村教育委員会教育長会、鳥取市教育委員会、倉吉市教育委員会、米子市教育委員会、境港市教育委員会、南部町教育委員会、大山町教育委員会、日南町教育委員会、日野町教育委員会、江府町教育委員会、伯耆町教育委員会、三朝町教育委員会